

令和 4 年度下半期・青森県広報紙「県民だよりあおもり」
及び青森県庁ホームページ広告掲載事業実施要領

（目的）

第 1 条 この要領は、別に定めるものを除くほか、青森県広報紙「県民だよりあおもり」及び青森県庁ホームページへの広告掲載事業の実施に関し、必要な事項を定める。

（広告スペース等）

第 2 条 広告スペース、規格等については、令和 4 年度下半期・青森県広報紙「県民だよりあおもり」及び青森県庁ホームページ広告掲載仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（掲載可能な広告の範囲）

第 3 条 掲載できる広告の内容及び広告を掲載できる業種又は事業者等については、青森県広告掲載要綱（平成 18 年 6 月 5 日付け青経理第 1068 号副知事依命通達）第 3 条第 1 項及び第 2 項並びに青森県広告掲載基準（平成 18 年 6 月 5 日付け青経理第 1069 号出納局事務局長通知）の規定によるものとする。

2 前項に規定するもののほか、次に掲げるものについては、広告の掲載を行わないものとする。

県の指名停止措置を受けている者又は県の指名停止の措置要件に該当する者に関する広告

（広告代理業者の公募）

第 4 条 広告主の募集、広告の掲載等を行わせるため、県のホームページにより広告代理業者の公募を行うものとする。

2 前項の募集に関して必要となる事項は、令和 4 年度下半期・青森県広報紙「県民だよりあおもり」及び青森県庁ホームページ広告募集要項（以下「募集要項」という。）により定めるものとする。

（広告代理業者の決定）

第 5 条 知事は、前条の募集に対する応募があったときは、応募の内容について審査し、広告代理業者を決定するものとする。

2 前項の決定に関して必要となる事項は、募集要項により定めるものとする。

（契約の締結等）

第 6 条 前条の決定があったときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

（広告料の納入方法等）

第 7 条 広告料の納入方法等は、仕様書のとおりとする。

(広告図案の提出及び広告原稿の納品等)

第 8 条 広告図案の提出及び広告原稿の納品等は、仕様書のとおりとする。

(広告内容の変更等)

第 9 条 知事は、広告の内容等が第 3 条の規定に違反し、又はそのおそれがあると判断したときは、広告代理業者に対して広告の内容等の変更を求めることができるものとする。

2 知事は、広告代理業者が前項の規定による広告内容の変更等の求めに応じないときその他広告掲載を継続することが適当でないと判断したときは、広告掲載を中止することができるものとする。

3 広告代理業者は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

(広告料の還付等)

第 10 条 既に納入した広告料は還付しない。ただし、広告代理業者の責めに帰さない理由により広告の掲載ができなくなったときその他特別な理由があるときは、その全部又は一部を還付するものとする。

(広告代理業者の責務)

第 11 条 広告代理業者は、掲載を行う広告の内容等が、この要領に違反することがないよう注意する義務を負うものとする。

2 広告代理業者は、掲載を行う広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、知事に対して保証するものとする。

3 掲載を行った広告により第三者に損害を及ぼしたときは、広告代理業者が自らの責任と負担において解決するものとする。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は知事が別に定める。